

富士市トライアル発注推進事業

富士市産業交流部産業支援課

～新たな事業分野を切り拓くあなたの挑戦を応援～

新規性の高い新商品や新サービスを募集します！！

1 事業の概要

市内の中小企業者が提供する新規性の高い、優れた新商品・新サービスを市が認定・公表するとともに、必要に応じて市が試験的に発注を行うことで、市内中小企業者を支援する制度です。

2 対象者

- ・ 市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法第2条第1項の中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体）
- ・ 納期が到来した市税を完納している中小企業者 等

3 対象となる新商品・新サービス

新商品・新サービスの提供に係る実施計画が、技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与し、新たな事業分野を開拓すると認められるもの

新商品・新サービスの要件（次のいずれにも該当するもの）

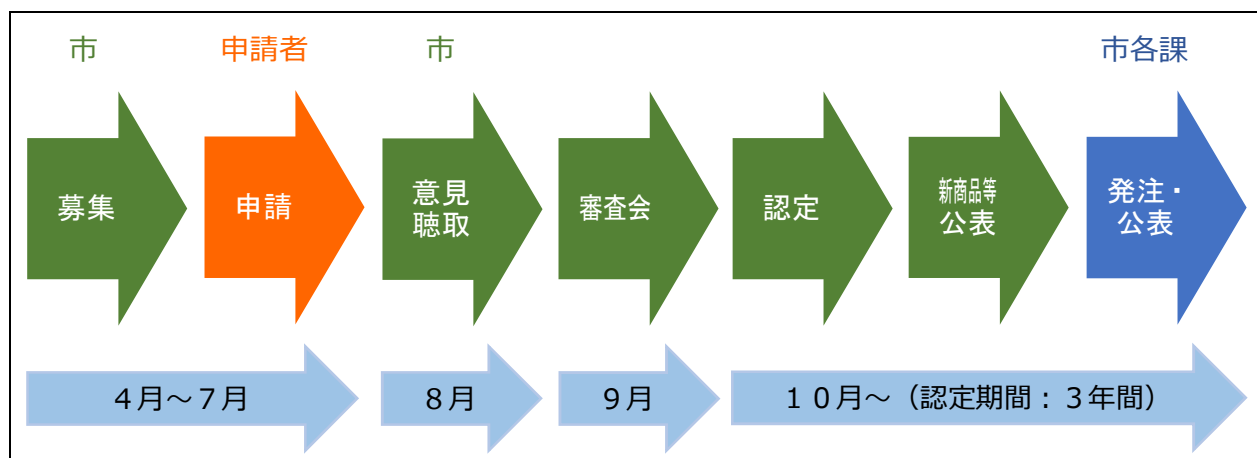
- ・ 自ら開発し、市内で自ら製造・販売する商品又は自ら提供するサービス
- ・ 販売・提供開始からおおむね5年以内の商品又はサービス
- ・ 市場性が見込まれる商品又はサービス

4 認定のメリット

- ・ 市が認定した新商品・新サービスを、認定期間中（3年間）、市ウェブサイト、市公式SNS、報道提供、案内チラシ等により公表し、名称や特性、価格、事業者名などを広く周知します。
- ・ 市において有効な用途があると認められるものについては、市が随意契約により試験的に発注し、販路開拓の促進、受注機会の増大、新たな事業分野の開拓、経営革新の促進を支援します。

5 事業の流れ

申請のあった新商品・新サービスについて、意見聴取（学識経験者）、審査会による審査を経て、市が認定・公表をし、必要に応じて市が発注（随意契約）を行います。



6 申請方法

- ・ 期 間 令和7年4月1日（火）から7月31日（木）まで（当日消印有効）
- ・ 申請方法 申請書類を以下の申請先に直接持参するか、電子メール又は郵送により御提出ください。
- ・ 申 請 先 富士市役所産業交流部産業支援課DX・中小企業支援担当
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
電話：0545-55-2873（直通）
メールアドレス：sa-shien@div.city.fuji.shizuoka.jp

7 申請書類

申請に当たり、次の資料を御提出ください。

- ・ 認定申請書
- ・ 実施計画書
- ・ 新商品・新サービスの詳細が分かる資料及び企業概要・沿革等が分かる書類
- ・ 市税完納証明書

※ 認定申請書と実施計画の様式は、産業支援課窓口、市ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 富士市ウェブサイト（富士市トライアル発注推進事業）

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035070000/p007715.html>